

## 愛媛県動物愛護センター回収・管理業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、  
次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、愛媛県動物愛護センター（以下「センター」という。）における犬・猫等の回収業務、センターに収容する動物及びセンター内で飼養する動物の管理業務及びセンター内環境整備業務を愛媛県動物愛護センター回収・管理業務仕様書（別添1）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円（うち  
消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

（調査等）

第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（報告及び確認）

第7条 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、翌月10日までに甲に委託業務完了報告書（別添2）に回収業務実施結果（別添2の1）、管理業務実施結果（別添2の2、4）及び日別処分頭数報告（別添2の3、5）を添付し提出するものとする。

2 甲は、前項の委託業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託業務完了確認を行うものとする。

（委託料の支払）

第8条 委託料の支払は、毎月支払いとし、1回の支払額は、第3条に定める委託料の12分の1の額とし、1円未満の端数金額が発生する場合は、最終の支払により調整する。

2 乙は、毎月、前条第2項に定める委託業務完了の確認を受けた後、委託料の支払請求書（別添3）を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 委託業務を遂行することが困難であるとき
- (3) 正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき
- (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき

2 甲は、前項の規定に基づき契約を解除したときは、委託料の全部又は一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責に帰すべき事由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(災害の負担)

第11条 甲は、乙が委託業務を行うに当たって、乙の従業員に作業中の事故及びその他の災害（動物由来感染症に感染した場合を含む。）が発生しても、その責めを負わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(回収車の貸与等)

第14条 甲は、委託業務に遂行に必要な回収車をこの契約後貸与し、乙は、これを別添犬猫回収車貸与仕様書（以下「貸与仕様書」という。別添4）に基づき善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 乙は、委託期間が満了した場合又はこの契約が解除された場合は、前項の回収車を速やかに返還しなければならない。

(作業着等)

第15条 乙は、委託業務を実施するために必要な作業着等は、センター職員が着用している作業着等と同一製品を使用することができる。

(費用の負担)

第16条 第14条の回収車の貸与後において、甲及び乙が負担する費用区分は、貸与仕様書第4に定めるところによるものとする。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合はこの限りでない。

2 前条の作業着等の費用は乙が負担するものとする。

(臨機の措置)

第 17 条 甲は、委託業務の実施上、緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し、所要の措置をとることを求めることができる。この場合において、乙は、そのとった措置について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(協議事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又は契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 月 日

甲（委託者）  
所在地 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
名称 愛媛県  
代表者職氏名 知事 中村 時広

乙（受託者）  
所在地  
名称  
代表者職氏名

## 別添 1

### 愛媛県動物愛護センター回収・管理業務仕様書

第1 この仕様書は、愛媛県動物愛護センター回収・管理業務委託契約書第1条に規定する委託業務を円滑に推進するため必要な事項を定める。

第2 委託業務に従事する職員（以下「業務従事者」という。）は、動物愛護に十分配慮するとともに、常に清潔な服装に心がけるなど、公務員に準じた心構えで従事する。

第3 委託業務の範囲は次のとおりとする。

#### 1 犬・猫等の回収に関すること

- (1) 各市町における指定場所からの犬・猫及び負傷動物の回収及び動物愛護センター（以下「センター」という。）への搬送及び収容
- (2) 猫回収袋の洗浄及び保管

#### 2 動物の管理に関すること

- (1) 管理棟、愛護棟及び動物舎（以下「管理棟等」という。）において収容及び飼育する動物への給餌給水（飼料の点検及び動物用食器の洗浄・消毒を含む。）、状態観察、汚物処理等
- (2) 管理棟等内の動物ケージの清掃、消毒
- (3) 愛護棟及び動物舎で飼育する動物の散歩

#### 3 センターの清掃に関すること

- (1) 管理棟等及び病院前通路の清掃、消毒。ただし、愛護棟は動物収容部分のみ
- (2) センター内における廃棄物（ごみ）の収集・保管（施設外への搬出は別途業者が行う。）

#### 4 動物の処分等に関すること

- (1) 松山市の処分動物の受入
- (2) 動物の処分準備、処分
- (3) 焼却炉の運転準備、焼却及び温度管理
- (4) ばいじんの固化、焼却灰の粉碎及び袋詰め
- (5) 灯油、炭酸ガスの点検及び報告
- (6) 焼却灰・集じん灰の焼却設備からの搬出・保管（施設外への搬出は別途業者が行う。）

#### 5 センターの環境整備に関すること

- (1) 敷地内の植栽の管理、除草等（適宜）
- (2) 慰霊碑の清掃（月3回程度）
- (3) その他施設管理に附帯する業務

第4 委託業務の遂行に当たっては、第3 1は別紙1（犬・猫等回収業務実施要領）、第3 2～5は別紙5（動物愛護センター管理業務実施項目）に従い行う。

第5 業務従事者は、次のことに留意する。

- 1 動物による危害及び逸走の防止に努める。
- 2 動物の飼養状況並びに施設設備及び機械等に異常な事態が生じた場合には、直ちに

センター職員に連絡する。

- 3 第3の業務の遂行に関して、適宜センター職員に報告することとし、センター職員は現況を考慮し受託者に対し適切な指示又は措置を講ずる。
  - 4 業務日誌（別紙様式1）を作成し、業務終了後、センター所長の点検を受ける。
  - 5 センター所長から業務日誌の提出の求めがあったときは、これに応じる。
- 第6 受託者は、業務従事者が第2に定める事項を遵守するとともに、委託業務を確実に実施するよう適宜実地に監督を行うこと。

## 犬・猫等回収業務実施要領

- 第1 この要領において、「回収従事者」とは、委託業務のうち回収に従事する職員をいう。
- 2 この要領において、「センター」とは、愛媛県動物愛護センターをいう。
- 3 この要領において、「センター職員」とは、センターに勤務する職員をいう。
- 第2 回収の対象動物は、各市町の指定する場所（別紙2）に収容された犬・猫及びセンター所長から回収要請のあった負傷動物（以下、「犬・猫等」とする。）とする。
- 第3 回収業務は、愛媛県の休日を定める条例（平成元年条例第3号）に規定する休日を除き、火曜日から金曜日において、回収コース（別紙3）を指定する時刻までに巡回し、各市町における指定場所において別紙4の方法により動物を回収車に収容する。
- 2 気象状況等により回収場所への到着が遅れる場合は、事前に当該市町担当課に連絡する。
- 第4 回収従事者は、各市町の指定する場所に収容している犬・猫等を回収する場合、当該市町担当者の立会の下、次の事項に留意する。
- (1) 犬・猫等による危害及び逸走の防止に努めること。
  - (2) 所有者から引き取った犬・猫は、愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年愛媛県規則第21号。以下「規則」という。）様式第9号（その1）犬（猫）引取申出書（所有者用）により、回収する犬・猫が当該書類に記載されている犬・猫であることを確認の上、回収するとともに、当該書類を受け取ること。
  - (3) 所有者又は占有者不明の犬・猫は、規則様式第9号（その2）犬（猫）引取申出書（拾得者その他の者用）により、回収する犬・猫が当該書類に記載されている犬・猫であることを確認の上、回収するとともに、当該書類を受け取ること。
  - (4) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項、愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例）第19条第3項及び各市町が定める犬の危害防止に関する条例等に基づき捕獲した犬は、公示により、回収する犬が当該書類に記載されている犬であることを確認の上、回収するとともに、当該書類の写しを受け取ること。
  - (5) 市町が作成する送致書（別途定める様式）の記載内容と上記(2)から(4)の書類とを照合し、誤りのないことを確認のうえ、送致書を受け取ること。
  - (6) センター所長から回収要請のあった負傷動物は、市町が作成する負傷動物連絡票（別途定める様式）により、回収する動物が当該書類に記載されている動物であることを確認の上、回収するとともに、当該書類を受け取ること。
  - (7) その他、センター所長が必要と判断し、市町に提出を求めた書類を受け取ること。
  - (8) その他、市町担当者の指示に従うこと。
- 第5 回収従事者は、センターに午後4時30分までに帰着する。
- 2 気象条件等により帰着が遅れる場合は、センターに連絡する。
- 第6 帰着した回収従事者は、センター職員に第4(2)から(7)により各市町から受け取った書類を提出し、回収した犬・猫等が当該書類に記載されている犬・猫等であることの確認を受けた後、犬・猫等による危害及び逸走の防止に留意の上、犬・猫等を回収車からセン

ター職員の指示する施設に収容する。

第7 回収従事者は、第6の業務の終了後、速やかに回収業務日報（別紙様式2）をセンター所長に提出する。

2 回収作業時の動物による事故、逸走、交通事故等については、その都度報告する。

## 市町別犬猫回収場所

市町名	場所の名称	所在地
今治市	東予地方局今治支局	今治市旭町一丁目4-9
〃	玉川支所	今治市玉川町三反地甲10-1
〃	吉海支所	今治市吉海町八幡137
〃	伯方支所	今治市伯方町木浦甲1235
〃	上浦支所	今治市上浦町井口6605
宇和島市	宇和島市役所	宇和島市曙町1番地
〃	吉田支所	宇和島市吉田町東小路甲70
〃	三間支所	宇和島市三間町宮野下835
〃	津島支所	宇和島市津島町岩松甲471
八幡浜市	八幡浜市舌間旧焼却場	八幡浜市舌間2-221
新居浜市	リサイクルプラザ	新居浜市観音原町138-1
西条市	産業情報支援センター	西条市神拝甲150-1
〃	東予総合支所	西条市周布349-1
〃	丹原総合支所	西条市丹原町池田1733-1
大洲市	大洲市不燃物埋立地	大洲市長谷30番地
〃	長浜火葬場	大洲市長浜町沖浦丙1247-1
伊予市	伊予港務所	伊予市灘町365番地
〃	双海地域事務所	伊予市双海町上灘甲5821-6
四国中央市	四国中央市役所	四国中央市三島宮川四丁目6-55
西予市	宇和清掃センター	西予市宇和町卯之町三丁目744
〃	明浜支所	西予市明浜町高山甲3657
〃	野村クリーンセンター	西予市野村町野村3号595
〃	城川清掃センター	西予市城川町下相1630
〃	三瓶支所	西予市三瓶町朝立7番耕地287-3
東温市	東温市役所	東温市見奈良530番地1
上島町	生名総合支所	越智郡上島町生名621-1
久万高原町	環境衛生センター	上浮穴郡久万高原町露峰乙3177
松前町	松前町役場	伊予郡松前町筒井631
砥部町	(有)佐々木産業	伊予郡砥部町千足481-2
内子町	内子町役場	喜多郡内子町平岡甲168
〃	小田支所	喜多郡内子町小田81
伊方町	伊方町役場	西宇和郡伊方町湊浦1993-1
松野町	松野町役場	北宇和郡松野町大字松丸343
鬼北町	鬼北町役場	北宇和郡鬼北町近永800-1
愛南町	内海支所	南宇和郡愛南町内海柏497
〃	松島倉庫	南宇和郡愛南町御荘平城4073番地1(旧松島清浄苑)
〃	一本松支所	南宇和郡愛南町一本松3535



## 令和3年度回収基礎コース

### 【1号車】

#### 1 火・金曜日コース

四国中央市（四国中央市役所） 9：20 → 新居浜市（リサイクルプラザ） 10：10 → 西条市（産業情報支援センター） 10：50 → 西条市（丹原総合支所） 11：20 → 西条市（東予総合支所） 11：30 → 今治市（東予地方局今治支局） 13：00 → 今治市（玉川支所） 13：15

#### 2 第1・3・5水曜日コース

上島町（生名総合支所） 9：00 → 今治市（上浦支所） 10：10 → 今治市（伯方支所） 10：40 → 今治市（吉海支所） 11：10

### 【2号車】

#### 1 火曜日コース

松前町（松前町役場） 9：00 → 伊予市（伊予港務所） 9：15 → 内子町（内子町役場） 9：45 → 内子町（小田支所） 10：15 → 久万高原町（環境衛生センター） 10：45 → 砥部町（(有)佐々木産業） 11：10 → 東温市（東温市役所） 11：30

#### 2 第1・3・5水曜日コース

愛南町（一本松支所） 9：50 → 愛南町（松島倉庫） 10：20 → 愛南町（内海支所） 10：40 → 宇和島市（津島支所） 11：10

#### 3 木曜日コース

大洲市（大洲市不燃物埋立地） 9：00 → 西予市（野村クリーンセンター） 9：40 → 西予市（城川清掃センター） 10：00 → 松野町（松野町役場） 10：30 → 鬼北町（鬼北町役場） 10：40 → 宇和島市（三間支所） 11：00 → 西予市（宇和清掃センター） 11：20

#### 4 金曜日コース

伊予市（双海地域事務所） 8：40 → 大洲市（長浜火葬場） 9：05 → 伊方町（伊方町役場） 9：30 → 八幡浜市（八幡浜市舌間旧焼却場） 10：00 → 西予市（三瓶支所） 10：20 → 西予市（明浜支所） 11：10 → 宇和島市（吉田支所） 11：40 → 宇和島市（宇和島市役所） 11：55

#### 別紙4

##### 回収場所における犬・猫の収容方法

種類	回収状態	収容方法	収容場所
成 犬	移動可能捕獲箱	リフトを使用	犬室
	移動困難捕獲箱	荷台滑車ケージ、リフトを使用	犬室
	紐でしばられた状態	紐のまま収容	犬室
こ 犬	捕獲箱	ケージに入れ替えて収容	子犬・子猫室
猫	麻袋等	そのまま猫室へ収容	猫室
こ 猫	麻袋等	そのまま子犬・子猫室へ収容	子犬・子猫室

注：こ犬及びこ猫とは生後 91 日未満のものをいう。

## 動物愛護センター管理業務実施項目

場所	業 務 内 容
管 理 棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設、動物（抑留犬・猫）点検（毎日）</li> <li>・ 成犬房、猫室、子犬・子猫室、負傷動物室、観察室、通路、制御室の清掃消毒（毎日）</li> <li>・ 成犬房、猫室、子犬・子猫室、負傷動物室、観察室の給餌給水（毎日朝夕）</li> <li>・ 動物ケージ、猫処分箱の清掃消毒（毎日）</li> <li>・ 焼却室清掃（毎日）</li> <li>・ 特殊機械の点検、整備（毎日）</li> <li>・ 回収車により回収された動物の受入れ、日報確認（火～金）</li> <li>・ 市町直接搬入の犬・猫の受入れ、送致書確認（その都度）</li> <li>・ 動物の状態、火元確認、消灯・施錠（毎日）</li> <li>・ 松山市処分動物の受入れ、追い込み（週2日：原則月・水）</li> <li>・ 処分動物の処分準備、処分（週2日：原則月・水）</li> <li>・ 焼却炉の運転準備、焼却、温度管理（週2日：原則月・水）</li> <li>・ 煤塵の固化、焼却灰の粉碎、袋詰め作業（適宜）</li> <li>・ 飼料、灯油、炭酸ガスの点検・報告（適宜）</li> <li>・ 猫回収袋の洗濯、保管（適宜）</li> <li>・ 施設内ゴミ、焼却灰・集じん灰の搬出（適宜）</li> </ul>
動 物 舎 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウサギ、モルモット等展示動物の点検・展示及び給餌・給水（毎日朝夕）</li> <li>・ 展示動物の状態観察及び汚物除去（毎日）</li> <li>・ 展示動物の収容、展示室の清掃及び消毒（毎日）</li> <li>・ 譲渡予定動物*の点検・展示及び給餌・給水、食器消毒（毎日朝夕）</li> <li>・ 譲渡予定動物の状態観察及び汚物除去（毎日朝昼夕）</li> <li>・ 譲渡予定動物の散歩等（毎日1回以上）</li> <li>・ 譲渡動物の寝室清掃、消毒（毎日）</li> <li>・ ゴミの搬出、飼料の補給（適宜）</li> <li>・ 施設の点検、火元確認、消灯・施錠（毎日）</li> <li>・ 譲渡予定動物のケージ、通路の清掃消毒（週2日：原則月・水）</li> </ul> <p>*譲渡予定動物：展示中あるいは展示前健康管理中の譲渡用の犬・猫</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽の管理（剪定、消毒、施肥、除草）**（適宜）</li> <li>・ 植栽周辺の除草（毎月1日、10日、20日）</li> <li>・ 慰霊碑の清掃（毎月1日、10日、20日）</li> <li>・ 玄関及び駐車場等の清掃（毎月1日、10日、20日）</li> </ul> <p>** 消毒及び施肥に必要な薬剤、肥料等は県が負担。時期等は別途指示。</p>

業務時間： 8時30分～17時（休憩時間を含む。）

業務実施日数：365日

点検印


### 業務日誌（管理・処分・清掃業務等）

実施日	令和 年 月 日（ 曜日）		
業務開始時刻	:	業務終了時刻	:
業務従事者名	印		印

委託業務内容		確認	委託業務内容		確認		
管 棟	施設点検	<input type="checkbox"/>	動物 舎	施設点検	<input type="checkbox"/>		
	動物の状態確認	<input type="checkbox"/>		動物の状態確認	<input type="checkbox"/>		
	清掃、 給餌・給水、 食器洗浄、 消毒	成犬房		<input type="checkbox"/>	展示動物	譲渡予定動物	<input type="checkbox"/>
		ねこ室		<input type="checkbox"/>			
		子犬子猫室		<input type="checkbox"/>			
		負傷動物室		<input type="checkbox"/>			
		観察室（通路含む）		<input type="checkbox"/>			
	制御室清掃	<input type="checkbox"/>		展示、汚物除去、散歩等	<input type="checkbox"/>		
	焼却室清掃	<input type="checkbox"/>		収容	<input type="checkbox"/>		
	特殊機械の点検、整備	<input type="checkbox"/>		展示室の清掃・消毒	<input type="checkbox"/>		
	回収動物の受入	<input type="checkbox"/>	ゴミの搬出	<input type="checkbox"/>			
	市町直接搬入動物の受入れ	<input type="checkbox"/>	飼料の補給	<input type="checkbox"/>			
	松山市処分動物の受入れ、追込み	<input type="checkbox"/>	火元・消灯・施錠確認	<input type="checkbox"/>			
	動物の処分準備、処分	<input type="checkbox"/>	愛 護 棟	施設点検	<input type="checkbox"/>		
	焼却炉運転準備、焼却、温度管理	<input type="checkbox"/>		動物の状態確認	<input type="checkbox"/>		
	煤塵の固化、焼却灰の粉碎、袋詰め	<input type="checkbox"/>		展示動物	譲渡予定動物	<input type="checkbox"/>	
	飼料、灯油、炭酸ガスの点検	<input type="checkbox"/>					
	猫回収袋の洗浄	<input type="checkbox"/>					
	ゴミ、焼却灰、集じん灰の搬出	<input type="checkbox"/>					
	火元・消灯・施錠確認	<input type="checkbox"/>					
屋 外	慰霊碑の清掃（1, 10, 20日）	<input type="checkbox"/>		展示、汚物除去、散歩等	<input type="checkbox"/>		
	植栽の手入れ	<input type="checkbox"/>		収容	<input type="checkbox"/>		
	その他環境整備（清掃、除草）	<input type="checkbox"/>		展示室・ケージ等の清掃・消毒	<input type="checkbox"/>		
			病院前通路の清掃	<input type="checkbox"/>			
			ごみの搬出	<input type="checkbox"/>			
			飼料の補給	<input type="checkbox"/>			
			火元・消灯・施錠確認	<input type="checkbox"/>			

※ 実施した項目にチェックを入れること。実施のない項目については確認欄に斜線を入れること。

特記事項	
------	--

## 回収業務日報( 号車)

年 月 日 曜日 天候							
実施者氏名	㊟ (運転者)						㊟
出発時間	時 分	走行距離	km	経由給油	リ		
帰着時間	時 分	備 考					
回 収 頭 数							
市 町 名	区 分	引取り	拾 得	捕 獲	負 傷	計	
	犬	成 犬	頭	頭	頭	頭	頭
		こ 犬	頭	頭	頭	頭	頭
	猫	成 猫	匹	匹		匹	匹
		こ 猫	匹	匹		匹	匹
市 町 名	区 分	引取り	拾 得	捕 獲	負 傷	計	
	犬	成 犬	頭	頭	頭	頭	頭
		こ 犬	頭	頭	頭	頭	頭
	猫	成 猫	匹	匹		匹	匹
		こ 猫	匹	匹		匹	匹
市 町 名	区 分	引取り	拾 得	捕 獲	負 傷	計	
	犬	成 犬	頭	頭	頭	頭	頭
		こ 犬	頭	頭	頭	頭	頭
	猫	成 猫	匹	匹		匹	匹
		こ 猫	匹	匹		匹	匹
市 町 名	区 分	引取り	拾 得	捕 獲	負 傷	計	
		こ 猫	匹	匹		匹	匹
計	犬	成 犬	頭	頭	頭	頭	頭
		こ 犬	頭	頭	頭	頭	頭
	猫	成 猫	匹	匹		匹	匹
		こ 猫	匹	匹		匹	匹

注1 こ犬及びこ猫とは生後91日未満のものをいう。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別添2

## 委託業務完了報告書（ 月分）

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

所在地

氏 名

印

下記のとおり委託業務を完了しましたので、愛媛県動物愛護センター回収・管理業務委託契約書第7条第1項の規定により委託業務完了報告書を提出します。

記

1 受託期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 委託業務内容

回収業務実施結果（別添2の1）、管理業務実施結果（別添2の2、4）及び日別処分頭数報告（別添2の3、5）のとおり

## 回収業務実施結果(        月分)

### 1 回収数

#### (1) 犬

区分	①引取り		②拾 得		③捕 獲		④負 傷		計	累計
	計	累計	計	累計	計	累計	計	累計		
成犬										
こ犬										
計										

#### (2) 猫

区分	①引取り		②拾 得		③負 傷		計	累計
	計	累計	計	累計	計	累計		
成猫								
こ猫								
計								

### 2 回収日数等

項 目	数 量	累 計	備 考
回収日数	日	日	
走行距離	km	km	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別添2の2

## 管理業務実施結果【松山市分以外（1のみ）】（ 月分）

### 1 収容・処分頭数

#### (1) 犬

区 分	① 収容	② 死亡	③ 処分	④ 焼却	備 考
成犬 (累計)					
こ犬 (累計)					
計 (累計)					

#### (2) 猫

区 分	① 収容	② 死亡	③ 処分	④ 焼却	備 考
成猫 (累計)					
こ猫 (累計)					
計 (累計)					

### 2 燃料等（松山市分を含んだ使用日数・補給量）

項 目	使用日数	補 給 量	備 考
灯 油	日	リットル	
炭酸ガス	日	本	

注1 炭酸ガスは1本30kg



日別収容頭数報告【松山市分以外】（ 月）

日	曜	担当者	収容頭数				死亡頭数				処分頭数				焼却頭数				備考
			成犬	こ犬	成猫	こ猫	成犬	こ犬	成猫	こ猫	成犬	こ犬	成猫	こ猫	成犬	こ犬	成猫	こ猫	
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
31																			
計																			

管理業務実施結果【松山市分】（      月分）

1 収容・処分頭数

(1) 犬

区 分	① 収容	② 処分	③ 焼却	備 考
成犬 (累計)				
こ犬 (累計)				
計 (累計)				

(2) 猫

区 分	① 収容	② 処分	③ 焼却	備 考
成猫 (累計)				
こ猫 (累計)				
計 (累計)				

日別収容頭数報告【松山市分】（ 月）

日	曜	担当者	収容頭数				処分頭数				焼却頭数				備考
			成犬	こ犬	成猫	こ猫	成犬	こ犬	成猫	こ猫	成犬	こ犬	成猫	こ猫	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
計															

別添3

## 請 求 書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

所在地

氏 名

印

下記のとおり請求いたします。

¥ \_\_\_\_\_

内訳 愛媛県動物愛護センター回収・管理業務委託 ( 月分)

## 犬猫回収車貸与仕様書

第1 この貸与仕様書は、愛媛県動物愛護センター回収・管理業務委託契約書第14条に規定する回収車の貸与等について、犬・猫等の回収業務を円滑に推進するため必要な事項を定める。

第2 受託者に貸与する回収車は次の2台とする。

- 1 車種：日産キャラバン スーパーロングハイルーフ車 DX A/T 2,500 cc  
型式：CBF-CS4E26  
車体番号：CS4E26-105096
- 2 車種：日産キャラバンコーチ A/T 3,000cc  
型式：KG-CWMGE25  
車体番号：CWMGE25001230

第3 第2で貸与した車両が故障等により運用不能となった場合やセンター所長が車両の維持管理上必要と判断した場合には、センター所有の同型車を受託者に貸与する。

第4 貸与する条件を次のとおりとし、受託者として必要な経費を負担するとともに善良な管理者の注意をもって保管管理する。

### 1 経費負担区分

#### (1) 県が負担する経費

自動車検査（車検）、自動車賠償責任保険、自動車重量税、法定定期点検

#### (2) 受託者が負担すべき経費

自動車税、燃料代（ガソリン・軽油）、タイヤ交換、高速道路通行料金、交通事故に係る一切の経費（車修理代、相手方への賠償責任等）、その他受託者の過失により生じた修理等の経費

### 2 使用上の注意

- (1) 受託者は、使用する前に道路運送車両法第47条の2に規定する日常点検を実施し、異常がないことを確認の上、安全運行を心がけること。
- (2) 回収作業が終了した後は、必ず車体を洗浄、消毒し清潔を保つとともに、車庫に入れておくこと。
- (3) 県の事前の承諾なく、車両の改造等を行ってはならない。
- (4) 県の事前の承諾なく、犬・猫等の回収以外の業務に使用してはならない。
- (5) 交通事故等により、代替車が必要となった場合には自己責任において、遅滞なく対応すること。
- (6) その他関係法令を遵守すること。

(別記)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。